

寒河江市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家庭や養育環境が整うよう家事や子育て等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、寒河江市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託して行うことができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、訪問支援員が第1条の目的を達成するために実施する次の支援等とする。

- (1) 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等の家事支援
- (2) 食事、授乳、入浴、着替え、排泄、児童の見守り等の育児・養育支援
- (3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 母子保健、子育て支援の施策等に関する情報提供
- (5) 関係機関との連絡調整及び養育環境、事業内容等の市への報告

2 支援の内容については、前項第1号若しくは第2号をそれぞれ行うこと又は第1号及び第2号を同時に行うことを基本とし、家庭の状況に合わせて前項各号に規定する事業の内容を包括的に実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他市長が必要と認める者
(訪問支援員)

第5条 訪問支援員は、次に掲げる欠格事由に該当しない者で、本事業による支援を適切に行う能力を有するものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
- 2 訪問支援員は、市が実施する事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理、守秘義務等に関する研修並びに救急救命及び事故防止に関する講習を受けなければならない。ただし、市長は、他の研修等の修了をもって習得できると判断した場合は、研修等の実施を省略することができる。
- 3 訪問支援員は、事業の実施に当たっては、常に身分証を携帯し、身分を明らかにしなければならない。

(派遣日等)

第6条 訪問支援員の派遣は平日とし、次に掲げる日にあつては、訪問支援員の派遣を行わないものとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 訪問支援員の派遣は、午前9時から午後4時までで、30分単位で実施することとし、月曜日から金曜日までで1世帯につき6時間を限度とする。

(利用の申請等)

第7条 事業の利用を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、利用希望日の7日前までに寒河江市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、申請者及び申請世帯の状況を調査した上で、派遣の可否を決定し、寒河江市子育て世帯訪問支援事業決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の変更等)

第8条 前条第2項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、寒河江市子育て世帯訪問支援事業変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 転居するとき（転居の予定を含む。）。
- (2) 転出するとき（転出の予定を含む。）。
- (3) 事業の内容に変更が生じたとき。
- (4) 事業の必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、寒河江市子育て世帯訪問支援事業

変更（廃止）通知書（様式第4号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者負担金の徴収）

第9条 利用者は、利用者負担金として、サービス30分当たり100円（消費税を含む。）を、市が委託した事業者へ直接支払うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 寒河江市多胎児養育支援事業実施要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

寒河江市長 様

住所 寒河江市

(申請者) 氏名

電話番号

寒河江市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

寒河江市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、寒河江市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

保 護 者	氏名	続柄	電話番号	備考	
住 所	寒河江市				
世帯構成	氏名	性別	続柄	生年月日(年齢)	職業・学校等
				年 月 日()	
				年 月 日()	
				年 月 日()	
				年 月 日()	
				年 月 日()	
希望するサービス内容	1 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等の家事支援 2 食事、授乳、入浴、着替え、排泄、児童の見守り等の育児・養育支援 3 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談・助言 4 母子保健、子育て支援の施策等に関する情報提供 5 関係機関との連絡調整及び養育環境、事業内容等の市への報告				
希望する日数・時間等	1日あたり 時間 (: ~ :)				
	1週あたり 日 (希望曜日: 月・火・水・木・金)				
利用開始希望日	年 月 日 (曜日)				

様

寒河江市長

寒河江市子育て世帯訪問支援事業決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった寒河江市子育て世帯訪問支援事業について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定の内容

保 護 者	氏名	続柄	備考
住 所	寒河江市		
利 用 開 始 日	年 月 日（曜日）		
利用日数・時間等	1日あたり 時間（ : ~ : ）		
	1週あたり 日（希望曜日：月・火・水・木・金）		
内 容	1 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等の家事支援 2 食事や授乳、入浴や着替え、排泄、児童の見守り等の育児・養育支援 3 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言 4 母子保健及び子育て支援の施策等に関する情報提供 5 関係機関との連絡調整、養育環境や事業内容等の市への報告		

2 却下の理由

--

寒河江市長 様

住所 寒河江市

(届出者) 氏名

電話番号

寒河江市子育て世帯訪問支援事業変更（廃止）届出書

このたび下記のとおり変更がありましたので、寒河江市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

項 目	詳 細
1 転居をした、又は転居の予定がある。	転居後の住所 寒河江市 転居日又は転居予定日 年 月 日
2 転出をした、又は転出の予定がある。	転出後の住所 転出日又は転出予定日 年 月 日
3 サービスの内容の変更を希望する。	変更後の内容 1 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等の家事支援 2 食事、授乳、入浴、着替え、排泄、児童の見守り等の育児・養育支援 3 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談・助言 4 母子保健、子育て支援の施策等に関する情報提供 5 関係機関との連絡調整及び養育環境、事業内容等の市への報告
4 利用の必要がなくなった。	最終サービス利用希望日 年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市子育て世帯訪問支援事業変更（廃止）通知書

年 月 日付で届出のあった寒河江市子育て世帯訪問支援事業の変更（廃止）について、下記のとおり通知します。

記

届出者氏名	
届出者住所	
変更後のサービス内容	1 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等の家事支援 2 食事、授乳、入浴、着替え、排泄、児童の見守り等の育児・養育支援 3 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談・助言 4 母子保健、子育て支援の施策等に関する情報提供 5 関係機関との連絡調整及び養育環境、事業内容等の市への報告
利用廃止日	年 月 日